

## 介護給付適正化事業等について

### －介護給付適正化事業の状況－

#### 1. 介護給付費通知

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、利用者負担額の金額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機となり得るもの。

平成14年度 1回（3月）  
平成15年度 4回（6・9・12・3月）

平成16年度	発送	6月	9月	12月	3月	計
	件数	11,999	12,335	12,560	12,788	49,682
	利用月	3月利用分	6月利用分	9月利用分	12月利用分	
	問い合わせ	29	21	27	28	105
平成17年度	発送	6月	9月	12月	3月	計
	件数	14,721	15,177	16,044	16,435	62,377
	利用月	3月利用分	6月利用分	7～9月利用分	10～12月利用分	
	問い合わせ	29	33	30	35	127
平成18年度	発送	6月	9月	12月	3月	計
	件数	16,333	16,409	16,409	16,352	65,503
	利用月	1～3月利用分	4～6月利用分	7～9月利用分	10～12月利用分	
	問い合わせ	34	22	17	19	92

平成19年度 4回（6・9・12・3月予定）

#### 2. 国保連合会 介護給付適正化システムの活用

##### ① 医療情報との突合

介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、疑義確認を行い算定誤りに関しては過誤処理を指導するもの。

ex.) 医療入院中の者で居宅介護サービス受給

医科/在宅時医学総合管理料算定で、介護/(介護予防)居宅療養管理指導費(1)算定者

##### ② 縦覧点検

複数月の明細書における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、疑義確認により算定誤りについて過誤調整を指導するもの。

##### ○ 算定回数回数制限縦覧チェック・・・複数月の明細書による算定回数確認

・算定期間回数制限縦覧チェック-----ex.) 初期加算

・最大連続入所日数縦覧チェック-----ex.) 短期入所の連続入所日数

・算定時期縦覧チェック-----ex.) 短期集中リハビリテーション実施加算

##### ○ 重複請求縦覧チェック・・・サービス間・事業所間の整合性の確認

ex.) 複数事業所からの居宅療養管理指導、緊急時訪問看護加算等の請求

#### 3. ケアプランチェック

##### ① ケアプランチェック

要介護認定の更新申請時にケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、点検員(介護支援専門員)による点検確認を行い、適正なサービス利用の確保を図るもの。

##### ② 給付費チェック

給付実績等からサービス利用者を抽出してケアプラン(居宅サービス計画)の提出を求め、計画内容と実際のサービス利用状況等を点検確認し、自立支援に向けての給付の適正化を図るもの。

4. 今後の取組み

- 上記 1.～3.について平成19年度も継続して実施。
- 介護給付適正化計画  
 国の通知「介護給付適正化計画」に関する指針について(平成19年6月29日付け老介第0629001号ほか)を踏まえ、平成20年度実施を目的に、「岡山県介護給付適正化計画」の策定が、現在、県において検討中です。

－ 居宅介護サービス事業者の状況等 －

5. その他

- 居宅介護サービス事業者の指定取消について

サービス種類	訪問介護	訪問介護
指定年月日	平成14年8月1日	平成15年12月1日
事業所名称	株式会社コムスン瀬戸内児島ケアセンター	株式会社コムスン倉敷笹沖ケアセンター
所在地	倉敷市児島味野4丁目2番52号	倉敷市新田2554番地
開設者名称	株式会社コムスン	同左
代表者	代表取締役 樋口 公一	同左
所在地	東京都港区六本木6丁目10番1号	同左
指定取消しの年月日	平成19年10月31日	平成19年10月31日
指定取消の原因となる事実及び根拠となる法令の条項等	(不正の手段により指定居宅介護サービス事業者の指定を受けたこと) 指定申請時に、他の事業所に勤務していた者の名義を無断で使用し、常勤の管理者兼サービス提供責任者として虚偽の指定申請書を作成し、不正な手段により指定を受けた。 介護保険法第77条第1項第8号に規定する指定の取消事由に該当する。	(不正の手段により指定居宅介護サービス事業者の指定を受けたこと) 指定申請時に、常勤・専従として勤務できる見込みがない者をサービス提供責任者として虚偽の指定申請書を作成し、不正な手段により指定を受けた。 介護保険法第77条第1項第8号に規定する指定の取消事由に該当する。
返還金額	現在精査中です。なお、返還金については加算金をつけて返還請求する予定です。	現在精査中です。なお、返還金については加算金をつけて返還請求する予定です。

- 市内の「株式会社コムスン」在宅系サービスの事業移管(H19.11.1～)について

<移管先> 「ウエルビィ岡山株式会社」

事業所 サービス種類	株式会社コムスン ~H19.10.31	H19.11.1~ ウエルビィ岡山株式会社
訪問介護	株式会社コムスン瀬戸内児島ケアセンター	サンキ・ウエルビィ介護センター児島
〃	株式会社コムスン倉敷笹沖ケアセンター	サンキ・ウエルビィ介護センター倉敷笹沖
居宅介護支援	居宅介護支援事業者株式会社コムスン 倉敷笹沖ケアセンター	サンキ・ウエルビィ居宅介護センター倉敷笹沖
福祉用具貸	株式会社コムスン岡山福祉用具センター	サンキ・ウエルビィ岡山福祉用具センター
福祉用具販	株式会社コムスン岡山福祉用具センター	サンキ・ウエルビィ岡山福祉用具センター